

# 個人住民税の特別徴収（給与天引き）への移行にご理解とご協力をお願いします

お問い合わせ 市役所税務課市民税係 ☎63-5110

新潟県と県内市町村では、平成26年度から対象となる事業主の方に個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。

## ■給与所得者の個人住民税は特別徴収（給与天引き）が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月、従業員（給与所得者）に支払う給与から特別徴収（天引き）し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが地方税法および佐渡市の条例で義務付けられています。

## ■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳したりする必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きとは異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が毎年5月に事業者（給与支払者）に対して『給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書』により月々に特別徴収すべき税額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から特別徴収し翌月の10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

## ■従業員の方の納税に係る負担が軽減されます

従業員一人ひとりが納税のために、金融機関や市町村窓口に向かう手間を省くことができます。また、特別徴収以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

## 平成26年度 佐渡おこしチャレンジ事業を募集します

市民の皆さんの自主的・自発的な地域づくり活動を応援します！

市では、市民の皆さんが活力ある地域社会を実現するために自主的・自発的に行う地域づくり事業を支援するため、平成26年度佐渡おこしチャレンジ事業を募集します。申請を希望する団体は、市役所地域振興課地域振興係までお問い合わせください。

**応募対象** 集落や自治会、地域づくりグループ

**対象事業** 教育文化・保健福祉・環境保全・産業振興等の分野で、地域の活性化に寄与する事業

※地域住民が自ら策定した計画（地域活性化計画）に基づいたソフト事業が対象となります。

### 補助金額

#### ○地域活性化計画に基づく地域づくり事業

補助金額は、対象経費の7/10以内で補助限度額100万円

ただし、対象経費が30万円未満の事業は除く。

補助事業として継続できる期間は3年以内です。

※「地域活性化計画」とは、住民の皆さんが描く地域全体の将来像と、その実現に向けた活動方針を取りまとめたものです。

※本補助金以外の助成事業と重複して交付を受けることはできません。

**応募締切** 平成26年1月10日(金)

※募集期間中は、書類の書き方や補助制度に関するご相談を受け付けていますので、担当係までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所地域振興課地域振興係（本庁舎3階） ☎63-4152 FAX63-5125

Let's  
Challenge